

令和3年度 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金貸付申請者募集要項 (申込みのしおり)

介護福祉士修学資金等貸付制度は、介護福祉士または社会福祉士養成施設（以下「養成施設等」という）に在学し、卒業後は介護福祉士または社会福祉士の資格を取得し、茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士等としての業務に従事する意思を持つ方に無利子で修学資金を貸し付け、資格取得を容易にするとともに、県内の社会福祉施設等に勤務する質の高い介護福祉士等の育成・確保を図ることを目的とした制度です。

介護福祉士又は社会福祉士として、5年間継続して業務に従事すると、貸付金は全額免除となります。

令和3年度の介護福祉士修学資金等の貸付けを申請する方を次のとおり募集します。

1 募集期間

令和3年5月10日(月)～ 6月11日(金)

※上記申請期間は養成施設から茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）への申請書類提出期間です。申請者は、入学が決定した養成施設等を通して提出して下さい。

※養成施設によって受付の窓口、募集期間等が異なりますので、必ずご確認ください。

※申請書類は、募集期間最終日までに県社協必着とします。

2 募集対象者

申請日現在、養成施設に在学し、「貸付要件」を全て満たす方。

【対象となる養成施設について】

- ・介護福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設
- ・社会福祉士：社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（㊥養成施設ではない福祉系大学等に在学中の方は対象外となります。）

■貸付者要件

- ① 茨城県内に住民登録している、又は茨城県に住民登録していないが、茨城県内の養成施設に在学している。

なお、以下の場合も可とする。

- ・養成施設の学生となった年度の前年度は茨城県内に住民登録をしていて、かつ介護福祉士または社会福祉士の養成施設で修学するために茨城県外に転居した場合。

- ② 養成施設等を卒業後1年以内に介護福祉士または社会福祉士の登録を行い、茨城県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事する意思を持っている。
- ③ 成績優秀でかつ家庭の経済的状況から貸付けを必要としている。
- ④ 連帯保証人（申請者が未成年の場合は法定代理人であること）1名、もしくは法人保証をたてることができる。（法人保証制度を利用できるのは、親族等の状況から個人の連帯保証人を立てることが困難な場合）
- ⑤ 他県が実施する同種の修学資金又は茨城県生活福祉資金の貸付けを受けていない。

3 貸付金額、貸付期間等

在学する養成施設の正規の履修期間、希望により下記の基準額の範囲内で貸付申請することができます。

修学資金 月額5万円以内

入学準備金 20万円以内（入学年時の初回送金時に一括交付）

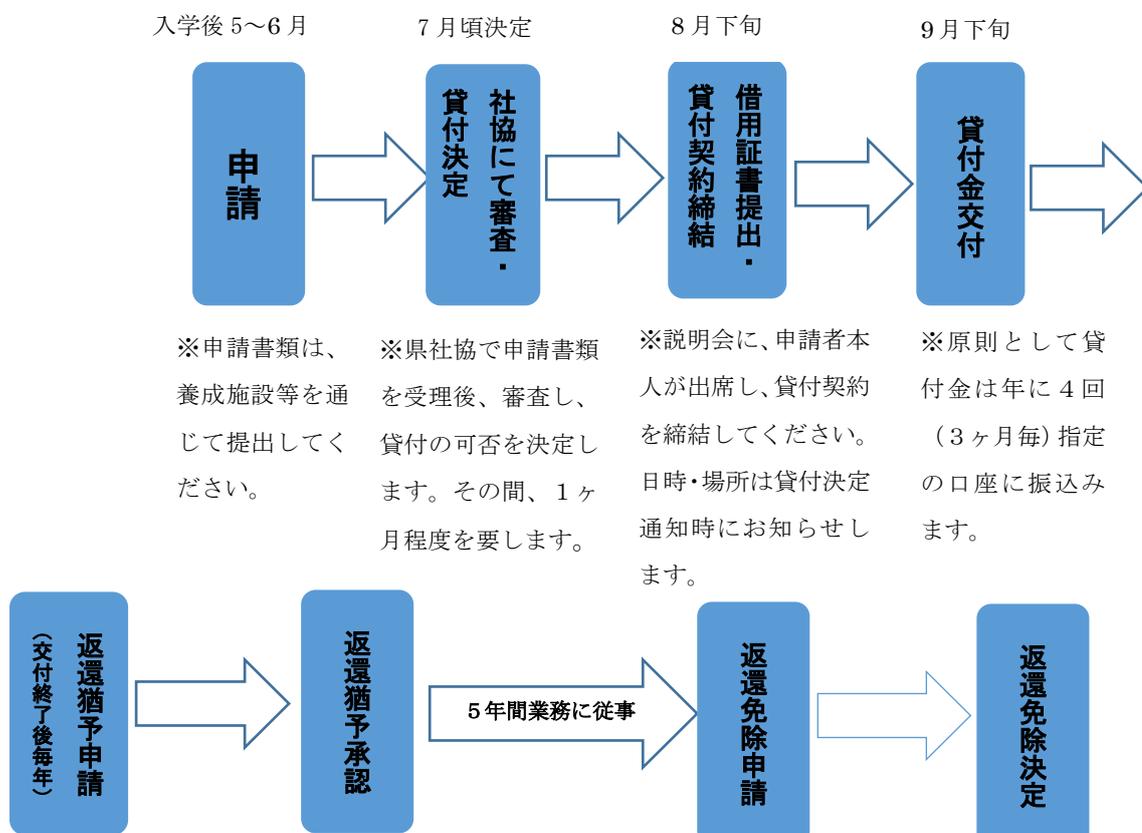
就職準備金 20万円以内（卒業年次の最終回送金時に一括交付）

国家試験受験対策費用 年額あたり4万円以内（上限2年）

※社会福祉士修学資金には国家試験受験対策費用はありません。

※生活保護世帯及び生活保護に準ずる世帯に対し、生活費加算制度あり

4 申請から返還免除までの流れ



※申請書類は、養成施設等を通じて提出してください。

※県社協で申請書類を受理後、審査し、貸付の可否を決定します。その間、1ヶ月程度を要します。

※説明会に、申請者本人が出席し、貸付契約を締結してください。日時・場所は貸付決定通知時にお知らせします。

※原則として貸付金は年に4回（3ヶ月毎）指定の口座に振込みます。

※氏名変更や転居・転職等の変更事項が生じた場合や、返還猶予事由・返還免除事由に該当する場合には、速やかに届出・手続きを行ってください。

5 連帯保証について

- ・連帯保証人が1名必要です。
- ・親族などの状況から個人の連帯保証人を立てることが困難な場合は、法人による連帯保証（以下「法人保証」といいます。）も可とします。

(1) 個人の連帯保証人

- ・日本国内に居住(申請者が未成年で、法定代理人が職務上の事由で海外赴任中の場合を除く)する日本国籍を有する者、永住者、特別永住者で、独立の生計を営む保証能力を有する成人
- ・申請者が未成年の場合は法定代理人（保護者等）とします。

(2) 連帯保証人となることのできる法人

次の①、②のいずれかの要件を満たす法人とします。（法人保証をお考えの法人は、事前にご相談ください。）

- ①申請者が在学する養成施設を5年以上運営する法人
- ②茨城県内で返還免除対象業務を5年以上営む法人

また、いずれの法人についても、保証能力等を確認するため、法人に関する次の書類を提出してください。

ア 定款

イ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）

ウ 直近2か年分の決算書（総括部分）

（貸借対照表、事業活動計算書、資金収支計算書、損益計算書等）

エ 連帯保証することを承認した理事会等の議事録の写し

（注）議事録には、次の項目を明示してください。

茨城県社会福祉協議会介護福祉士修学資金（社会福祉士修学資金）の借受に係る連帯保証であること、借受者氏名（生年月日、住所）、借入金額、借入合計金額

オ 法人の事業概要がわかる書類等

6 申請方法

- (1) 申請は、養成施設等を通して行ってください。
- (2) 養成施設等において、申請者に係る「推薦書」(第4号様式)を作成し、「直近の学業成績証明書」及び申請者から提出された書類とあわせて募集期間内に県社協へ提出してください。

【別表】申請に必要な書類 ◎は全員、○は該当者のみ

	番号	提出書類(様式等)	必要な書類	留意事項
申請者が準備	1	修学資金貸付申請書 (第1号様式 又は 第1号様式の2)	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・個人保証の場合は第1号様式、法人保証の場合は第1号様式の2を提出 ・消せるボールペンや修正液は使用不可 ・作成にあたっては、申込書類記入上の注意(様式集 p.2)、記載例(様式集 p.3)を参照 【申請者記入欄】 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付申請者本人が自筆し押印 【連帯保証人記入欄】 <ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人が作成 (個人保証) 連帯保証人本人が自筆し実印を押印(未成年者は法定代理人とします) (法人保証) 連帯保証人となる法人が記入し、公印を押印
	2	申請者の住民票謄本 ㊟世帯員全員の記載がある住民票を提出してください	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に発行された世帯主・続柄記載のあるもの(マイナンバー及び本籍地の記載は不要) ・申請者が外国籍の方の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等の満了の日が記載されたもの
	3	課税証明書等	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に発行された直近の市町村民税課税証明書(所得の種類・額、市町村民税の状況、扶養親族の数、各種控除額が明示された個人用のもの) ・「2 住民票」に記載のある18歳以上の方全員分(収入がない方は非課税証明書)を提出
	4	直近の学業成績証明書	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・養成施設等の成績証明書 ただし、入学直後で養成施設等の成績証明書がない場合は、直近に卒業した高等学校等の成績証明書を提出。高校等卒業後、年数が経過し成績証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書(様式不問)及び卒業証書の写しを提出
	5	修学費用の見込み及び他制度の利用状況について	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・修学期間中に必要となる費用の合計を記入してください。 ・他制度の利用状況や金額等が確認できる書類を添付してください。
	6	離職して2年以内であることを証明する書類	○	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年離職者(45歳以上かつ離職後2年以内の方)の場合

	7	生活保護受給等について居住地の福祉事務所長が発行する書類	○	<ul style="list-style-type: none"> 生活費加算制度を利用する場合は、生活保護受給者証明書及び修学資金の貸付による自立助長の効果に関する意見書を提出 ④生活費加算と生活保護は同時に受けることはできません。 ④その他個別状況に応じ必要となる書類があります。
	8	自立支援に関する児童相談所長の意見等が記載された書類	○	<ul style="list-style-type: none"> 法人保証を受ける児童養護施設等退所者の場合 ④その他個別の状況に応じ必要となる書類があります。
連帯保証人が準備	9	連帯保証人に関する書類 ④個人保証と法人保証では提出する書類が異なります。	◎	【個人が連帯保証する場合】 3か月以内に発行された <ul style="list-style-type: none"> 連帯保証人の所得証明書 「3課税証明書等」に連帯保証人の証明も含まれる場合は省略可 連帯保証人の印鑑登録証明書
				【法人が連帯保証する場合】 連帯保証する法人について、次のア～エの書類（原本証明のあるもの）及びオを添付 <ul style="list-style-type: none"> ア 定款 イ 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの） ウ 直近2か年の決算書（総括部分）下記に該当するもの全て <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 貸借対照表、事業活動計算書、損益計算書、資金収支計算書、その他 </div> エ 法人として連帯保証することを決定したことが確認できる書類（理事会議事録の写し等） オ 法人の事業概要が分かるパンフレット等
高校	4	直近の学業成績証明書	—	(4の再掲)
養成施設等	10	推薦書 (第4号様式)	◎	
	4	直近の学業成績証明書	—	(4の再掲)

7 貸付決定及び貸付契約

- (1) 提出された申請書類等を県社協において審査のうえ、修学資金貸付の適否を決定し、結果を通知します。
- (2) 貸付決定通知とともに契約締結に必要な書類（①、③）を送付します。別に指定する期限までに②、④を添えて県社協に提出して下さい。
 - ①修学資金等借用証明書（以下、「借用証書」という）
 - ②申請者本人の実印及び印鑑登録証明書
 - ③振込口座申込書（申請者本人名義の金融機関口座（ゆうちょ銀行を除く）に限る）

④金融機関口座確認書類（通帳の写など）

(3) 借用証書の提出をもって貸付契約締結となります。貸付契約締結に係る貸付制度説明会を実施しますので、申請者ご本人が必ず出席して下さい。

8 貸付金の交付

貸付金は、原則として年4回（6月・9月・12月・3月）に分け、申請者ご本人名義の金融機関口座に送金します。

9 貸付金交付後の手続き等

(1) 各種届出

貸付金交付後、住所、修学状況等に変更が生じた場合は、速やかに県社協に連絡して下さい。

(2) 貸付金の返還

修学資金は、返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付期間の2倍に相当する期間内に月賦・半年賦又は一括払の方法により返還してください。

なお、返還期間内に返還できない場合は、年3.0%の延滞利子が発生します。

(3) 貸付金の返還免除

修学資金の貸付を受けた人は、養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の資格登録を行い茨城県内の社会福祉施設等において介護福祉士又は社会福祉士としての業務に引き続き5年間（県内の過疎地域又は中高年離職者（養成施設等入学時に45歳以上で離職して2年以内の者）が業務に従事した場合は3年間）業務に従事した場合、修学資金の返還は免除となります。

<県内の過疎地域>

常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村・旧金砂郷町にあたる地域、
常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域、
城里町のうち旧七会村にあたる地域、
太子町、利根町

Q & A

Q1 貸付金の申請は茨城県社会福祉協議会へ提出するのですか？

介護福祉士修学資金の貸付申請は、「推薦書」を提出していただく必要があるため、入学した養成施設から行って下さい。

申請者ご本人又は保護者から直接受理することはできません。

Q2 貸付対象となる養成施設はどこで確認できますか？

茨城県内の養成施設については、茨城県保健福祉部のホームページで確認することができます。

Q 3 貸付申請は上限額で申し込むのですか？

本事業は貸付ですので、修学に要する費用のうち貸付を必要とする額を申請してください。

Q 4 この貸付金は、申請後どのくらいの期間で交付されますか？また、入学準備金・就職準備金はいつ振込まれますか？

介護福祉士修学資金は、国と県の補助金を原資として、介護福祉士の資格を取得するため養成施設に在学する人の学費として交付されます。

申請書類を審査後、貸付決定されたご本人と貸付契約を締結した後、貸付金を交付します。（「4 申請から返還免除までの流れ」参照）

入学準備金は初回の送金時に月額貸付金と合わせて交付し、就職準備金は修学期間最終年度の最終回送金時にあわせて交付します。なお、国家試験受験対策費については、年度の第1回目送金時に交付します。

※国家試験受験対策費は、介護福祉士のみが対象です。

Q 5 高等教育の修学支援新制度に申請している場合でも、当貸付制度に申請できますか？

申請することはできます。ただし、貸付及び貸付額の決定は、新制度の支援区分の決定後になります。

Q 6 貸付期間中に学校を留年又は休学した場合はどうなりますか？

学業成績不良による留年の場合は貸付契約の解除となり、卒業後から貸付金を返還していただきます。

ただし、災害、病気等やむを得ない事情がある場合にはご相談ください。

妊娠・出産等で休学した場合は、養成施設に在籍している限り猶予期間として取り扱い、その間貸付金の交付を停止します。復学後、交付を再開します。

Q 7 貸付金を返還することになった場合、いつまでに返還すればよいですか？

貸付金を返還することになったときは、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に、一括、半年賦または月賦のいずれかの方法で返還してください。

例えば、2年間貸付を受けた場合は、返還決定後4年以内に貸付金の全額を返還していただきます。月賦で返還する場合は、次のようになります。

〈貸付金額 1,680,000 円、貸付期間が2年間の場合〉

- ・返還期間最長4年（48月）

1,680,000 円 ÷ 48 月 = 35,000 円（1回当たりの返還金額）

- ・返還期間の算定は、返還しなければならない事由が発生した翌月からとなります。返還期限を過ぎても返還が終了していない場合は、残金に年3.0%の延滞利子が加算されます。

Q 8 働きながら養成施設に在学していますが、就職準備金は申請できますか？

申請日現在において県内の福祉施設等に就業中の方は、就職準備金の貸付の対象となりません。ただし、入学準備金は申請していただけます。

Q 9 収入が無い人の課税証明書はどうすればいいですか？

住民票に記載のある 18 歳以上の人で、収入が無い場合には非課税証明書を提出してください。なお、前年度が高校生であっても貸付申請者本人の非課税証明書の提出が必要です。

Q 10 生活費加算制度とはどのような人が対象になりますか？

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯含む）の方は、居住地の住宅扶助費相当額を生活費加算として貸付けすることができます。

加算額は貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。また、加算額について貸付決定後、貸付期間中に変更はできません。

※生活費加算を付帯する場合は生活保護の廃止または世帯分離が必要です。

※海外留学生は、対象外となります。

Q 11 生活保護世帯に準ずる経済状況とはどのようなことですか？

貸付申請日の属する年度または前年度において、次のいずれかの措置を受けている世帯で、茨城県知事が認定した世帯の人です。

- ア 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税世帯
- イ 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- ウ 国民年金法第 89 条または第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免
- エ 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

Q 12 生活費加算を申請したい場合はどのようにしたらよいですか？

Q 9 および 10 の条件を満たし生活費加算制度を希望する場合は、修学資金貸付申請前に県社協へ養成校を通してご相談ください。申請に必要な提出書類等がありますので、個々に対応します。

Q 13 卒業後、介護福祉士等の資格は取得しましたが、規定の業務に従事しなかった時はどうなりますか？

養成施設を卒業した日から 1 年以内に規定する業務に従事しなかった場合は、返還の義務が生じます。ただし、規定業務に従事する意思があるにもかかわらず、業務に従事できなかったことについて、災害、疾病等特別な事情があると認められる場合は、その間の返還を猶予することができます。